

健康はこだて21推進協議会規約

(設置)

第1条 函館市民の総合的な健康づくりに関する推進体制を確立するため、「健康はこだて21」（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。）に基づき、健康はこだて21推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「健康はこだて21」の普及啓発に関すること。
- (2) 「健康はこだて21」の支援体制に関すること。
- (3) その他「健康はこだて21」の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、その選出された団体を退いたときは、委員を辞任したものとする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長1人および副会長2人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長および副会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見、または説明を聞くことができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康増進課に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体
地域関係団体	函館市町会連合会
	函館市食生活改善協議会
	函館市女性会議
	函館市スポーツ協会
	函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
	北海道高等学校長協会道南支部
	函館市PTA連合会
	函館保育協会
	函館市私立幼稚園協会
職域関係団体	函館労働基準監督署
	函館商工会議所
	函館市亀田商工会
	函館東商工会
	連合北海道函館地区連合会
	函館市内漁業協同組合長連絡協議会
	函館市亀田農業協同組合
保健・医療関係団体	函館市医師会
	函館歯科医師会
	函館薬剤師会
	北海道栄養士会函館支部
	北海道看護協会道南南支部